

令和 7 年 10 月 1 日

学校いじめ防止基本方針

荒川区立諏訪台中学校

令和 7 年 10 月

目 次

I いじめ問題に関する基本的な考え方

II 4つの段階に応じた具体的な取組

- 1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～
- 2 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～
- 3 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～
- 4 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が共に生徒を守る～

III 「いじめ防止等対策委員会」を核とした対策

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりうるという認識の下、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめがあることが確認された場合には、速やかに解決する必要がある。

そのために本校では、次のような基本的な考え方のもと、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

荒川区立諏訪台中学校いじめ防止基本方針

- 1 学校は一丸となって取り組めるよう、教員の指導力の向上と組織的対応を図る。
- 2 生徒からの声を確実に受け止めることで、被害の生徒を守り通す。
- 3 周囲の生徒に働きかけ、いじめを見て見ぬふりしない学校づくりに努める。
- 4 すべての関係者と共に取り組めるよう、保護者・地域・関係機関との連携を図る。

1 学校は一丸となって取り組めるよう、教員の指導力の向上と組織的対応を図る。

いじめ問題に適切に対応するため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

そこで、特定の教員がいじめ問題を抱え込み、機動的かつ組織的な対応ができるようにするために、いじめ防止等対策委員会を核とし、それぞれの教職員の役割と責任を明確化する。

2 生徒からの声を確実に受け止めることで、被害の生徒を守り通す。

被害生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるようになるため、組織的に守る取組を行う。また、被害生徒の声やサインを早く確実に受け止めるため、担任を中心として生徒への積極的な働きかけを行うとともに、スクールカウンセラーによる面接などの取組を実施する。

3 周囲の生徒に働きかけ、いじめを見て見ぬふりしない学校づくりに努める。

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っているながらも、「誰かに相談しにくい」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に相談した生徒を守るとともに、周囲の生徒の発信や相談を促すための主体的な取組を支援する。周囲の生徒が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、言葉の暴力やいじめ撲滅に向けた生徒会等による主体的な取り組みを支援する。

4 すべての関係者と共に取り組めるよう、保護者・地域・関係機関との連携を図る。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要である。保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子どもの見守りを実施していく。いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施する。

II 4つの段階に応じた具体的な取り組み

学校は、荒川区教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つ段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

1 未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～

(1) 教員の指導力向上と組織的対応

- ① 「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

ア 構成員

- ・対策委員会・・・管理職、教務・生活・進路・経営支援主任、学年主任、
進路指導主任、幹事会チーフ、養護教諭
・幹事会・・・学年教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)、
スクールリーシャルワーカー(SSW) 特別支援教育支援員

イ 役割

- ・いじめ防止基本方針の策定及び変更
- ・いじめ防止に対する具体的なマニュアルの作成
- ・いじめ防止のための年間指導計画の作成と実施
- ・生徒や保護者アンケートの作成、実施、分析
- ・学校評議員や保護司等を交えた会議の開催
- ・特別支援教育コーディネーターやSC、SSW、特別支援教育支援員等と連携した教育相談体制の構築

- ② いじめに関する校内研修の実施により、いじめ防止等に関する職責の資質向上を図る。

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

- ① 人権教育及び道徳教育の充実により、規範意識、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養うとともに、生徒が主体的に活動できる場を意識的に設定し、自尊感情、自己肯定感をもたせることで、いじめに向かわない態度・能力を育む。
- ② いじめについて、生徒及び保護者を対象とした啓発活動を実施するとともに、生徒自身が主体的に考え、その防止のための行動を促すことで、学校が「いじめは絶対に許されない」場であるという意識を醸成する。
- ③ 保護者会、学校だより、ホームページ等で学校での取組を発信するとともに、家庭訪問や三者面談、地域での懇談会などで保護者や地域住民・関係諸機関との連携・協力を深めることで、いじめ防止のための家庭・地域との信頼関係を築く。特に、インターネット環境でのいじめについては、保護者への啓発と連携・協力を図る。

2 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

(1) 生徒の日常生活からいじめの兆候を素早く察知する。

- ① ふれあい月間における取組とともに、学校生活調査等を実施する。
- ② 定期的な個人面談を実施することで生徒の状況を把握、教職員間で情報共有を図る。面談手法や対応についてはスクールカウンセラーに協力を要請する。
- ③ 年度当初にスクールカウンセラーによる1年生の全員面接を行い、生徒が躊躇せず相談できる環境をつくる。
- ④ 全校体制での校内巡回などを行い、複層的視点から生徒の変化を早期に発見し、未然防止に努めるとともに、学校全体で生徒を見守っている姿勢を示す。

(2) 被害生徒、関係生徒からのいじめ情報の収集

- ① 年3回の「ふれあい月間」に取り組むとともに、年2回の区教委の「いじめ実態調査」により、いじめ等の実態把握に努める。
- ② 都教委の「いじめ防止カード」を活用するとともに、都教委の「東京都いじめ相談ホットライン」等を周知することで、生徒自身が早期発見につながる行動が主体的にとれるよう支援する。

(3) いじめ防止等対策委員会によるいじめの確実な発見

- ① 生徒情報のファイリングを行うとともに、企画委員会、職員会議等を活用してその共有を図るなど、組織的に情報共有する体制を構築する。
- ② 保健室、相談室の利用状況や、「いじめ発見のチェックシート」を用いた状況観察等に基づき、いじめ防止等対策委員会による集約・分析を行う。

(4) 保護者・地域との連携

- ① 保護者会の積極的な活用や、学校だよりやホームページによる周知により、いじめに対する学校の取組姿勢への理解を図る。
- ② 個別の保護者相談の機会の設定やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの紹介等、保護者が相談しやすい環境づくりに努める。

3 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

- (1) いじめ防止等対策委員会を核とした対応
- ① いじめ防止等対策委員会が招集し、緊急いじめ対策会議を開催、情報の共有を図るとともに、対応方針の策定、役割分担の明確化、支援計画の作成・実施を行う。
 - ② いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて、外部機関との連携を図る。
 - ③ 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、正確な記録作成を行う。
- (2) 被害生徒・加害生徒・関係生徒への取組
- ① 被害生徒への取組
 - ア 被害生徒の安全確保のため、全教職員でサポートチームを編成し、登下校や学校生活の見守りを行う。
 - イ 心的ストレスを軽減するため、養護教諭や SC・SSW と連携し、保護者を含めたメンタルケア等を行う。
 - ウ 緊急避難として欠席した場合は、学習支援プログラムの作成などを行う。
 - ② 加害生徒への取組
 - ア 事実確認と加害生徒の特定に基づき、いじめ防止等対策委員会が中心となり、いじめをやめさせるとともに、再発防止のための組織的・継続的な観察と指導を行う。状況に応じて、スクールカウンセラーを活用し指導の充実を図る。
 - イ 加害生徒の保護者に対して、指導経過の報告をするとともに、必要に応じてのいじめをやめさせるよう指導を行うなど連携を図るとともに、自分の子どもの指導に悩む場合にはスクールカウンセラーと連携するなど、支援を行う。
 - ③ 関係生徒への取組
 - ア いじめを伝えた生徒が、その後も日常の学校生活を送ることができるよう、保護者とも連携しながら、安全確保に努める。
- (3) 区教育委員会・関係機関との連携
- ① 区教委に事実関係を速やかに報告し、情報を共有する。状況に応じて SC・SSW や指導主事の派遣を要請するなど、被害の深刻化防止の対応を行う。
 - ② 犯罪行為や児童虐待が疑われる場合には、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所と情報共有を行いながら、対応を協議する。
- (4) 保護者・地域との連携
- ① 速やかにいじめ対策保護者会を開催、事実に基づいた積極的な情報提供を行うことで、保護者との連携・協力関係の構築を図る。
 - ② P T A 役員等に適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて協力を依頼するなど、P T Aとの連携を図る。
 - ③ 生徒の安心感を高めるために、登下校時の見守りなどを地域に依頼するなど、地域人材の積極的な活用を図る。

4 重大事態へ対処 ~学校、保護者、地域が共に生徒を守る~

(1) 被害生徒の保護・ケア

- ① 被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、校内においては、複数教員を配置するなどして間断なく見守れる体制を構築するとともに、一日2回情報を共有する。帰宅後も、保護者と連絡をとり様子を確認するなど、状況把握に努める。
- ② スクールカウンセラーによる生徒や保護者のメンタルケアや、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問などにより、保護者と連携しながら、被害生徒とその家庭を支援する。
- ③ いじめが原因で不登校になっている生徒の状況に応じて、適応指導教室や別室登校などへの緊急避難処置を実施する。

(2) 加害生徒への働きかけ

- ① 被害生徒が安心して学習できる環境の確保のため、教育委員会と協議のうえ加害生徒の別室登校・出席停止の緊急措置を実施する。
※出席停止については「荒川区立学校の管理運営に関する規則 第19条の2」に準ずる
- ② 被害生徒を犯罪行為から守る、周囲の生徒への被害拡大を防止する等の場合には、速やかに警察へ相談、通報を行う。
- ③ 指導による改善が図られない、被害生徒や周囲の生徒の学習に弊害がある場合には、校長による訓告（区教委の立ち会いのもとでの、加害生徒及び保護者への厳重注意）等の懲戒を実施する。
- ④ 加害生徒の背景として過去の心の傷が原因となっている場合や保護者が子育てに悩みを抱えている場合等があることから、SC・SSWを活用するなどして、加害生徒や保護者のメンタルケアを行う。

(3) 区教育委員会・関係機関との連携

- ① 区教委に速やかに報告し、派遣された指導主事と共に対応する。場合に応じて、都教委に臨床心理士等の派遣を要請する。
- ② いじめの原因に虐待や精神疾患等が疑われる場合は、児童相談所等に通報する。
- ③ 法的な観点から問題の有無の確認等のため、東京都教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。

(4) 保護者・地域との連携

- ① 荒川区教育委員会との連携・協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、状況や学校の対応を説明する。
- ② P T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- ③ 民生・児童委員等の地域人材と連携し、地域での見守り、巡回を依頼する。

Ⅲ 「いじめ防止等対策委員会」を核とした対応

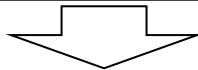
未
然
防
止

- 学校いじめ防止基本方針の策定（全員）
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行（主幹）
- いじめに関する校内研修の計画・実施（生活指導主任・研修主任）
- 道徳を中心とした人権尊重教育（学習進路主任・道徳主任）
- 生徒会活動を中心としたいじめ防止活動（生活指導主任・学年主任）
- 学校評価による検証と基本方針の見直し（管理職・主幹・生活指導主任）



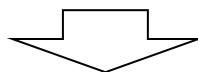
早
期
発
見

- 定期的な個人面談（学年主任・SC・SSW・支援員）
- スクールカウンセラーによる教育相談・1年全員面接（1年学年主任・特別支援コーディネーター・SC・支援員）
- 学校生活調査の実施、分析、活用（生活指導主任）
- 情報のファイリング及び共有化（主幹・学年主任）
- 学校だよりなどの広報活動（管理職・学年主任）
- 校内巡回の計画（生活指導主任）



早
期
対
応

- 速やかな対応策の検討、実施（全員）
- 緊急いじめ対策会議の開催（管理職・主幹）
- 被害生徒の安全確保、メタバース・ケア（学年主任・養護教諭・SC・SSW・支援員）
- 加害生徒への指導、支援等（生活指導主任・学年主任）
- 関係生徒の安全確保、メタバース・ケア（学年主任・養護教諭・SC・SSW・支援員）



重
大
事
態
へ
の
対
処

- 区教育委員会への報告と連携（管理職）
- 緊急いじめ対策会議の開催（管理職・主幹）
- 被害生徒の安全確保、緊急避難措置など（生活指導主任・学年主任）
- 加害生徒への指導、懲戒や出席停止（生活指導主任・管理職・区教委）
- 警察・児童相談所への相談・通報（生活指導主任・学年主任）
- いじめ対策緊急保護者会の開催（管理職・主幹）
- 重大事態調査委員会との連携・協力（管理職・主幹）